

# 平成 2 2 年第 1 回片品村議会定例会会議録第 1 号

## 議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 3 月 4 日 ( 木曜日 ) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 7 議案第 3 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 9 議案第 5 号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第 1 1 議案第 7 号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につ  
いて
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )  
について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度片品村老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) に  
ついて
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 )

- について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度片品村老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第 1 1 議案第 7 号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につ

いて

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算(第 6 号)について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度片品村老人保健特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について

(日程第 1 9 から日程第 2 6 まで一括上程)

- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度片品村老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

(日程第 2 7 から日程第 3 4 まで一括上程)

会議録 1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 2 年 3 月 4 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 名	欠員 1 名
第 1 番	戸 丸 廣 安		( 出 席 )
第 2 番	星 野 千 里		( 出 席 )
第 3 番	飯 塚 美 明		( 出 席 )
第 4 番	入 澤 登 喜 夫		( 出 席 )
第 5 番	笠 原 耕 作		( 出 席 )
第 6 番	大 竹 文 夫		( 出 席 )
第 7 番	星 野 侃 三		( 出 席 )
第 8 番	高 橋 正 治		( 出 席 )
第 9 番			
第 1 0 番	吉 野 勲		( 出 席 )
第 1 1 番	星 野 育 雄		( 出 席 )
第 1 2 番	星 長 命		( 出 席 )
第 1 3 番	萩 原 日 郎		( 出 席 )
第 1 4 番	星 野 完 治		( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	桑 原 護
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	佐 藤 八 郎
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	吉 野 耕 治

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長(入澤登喜夫君) ただいまから、平成22年第1回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(入澤登喜夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番 高橋正治君及び10番 吉野 勲君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長(入澤登喜夫君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月12日までの9日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長(入澤登喜夫君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る3月3日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

### 日程第4 一般質問

議長(入澤登喜夫君) 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

11番 星野育雄君。

(11番 星野育雄君登壇)

11番（星野育雄君） はい、11番。

1 道路及び橋梁整備について伺います。

(1) 第3次片品村総合計画の道路事業として定めた村道・農道・林道など村内道路の長期的・総合的な計画は、樹立してありますか。

(2) 塗川橋は、昭和33年に建設されて以来、52年間、幡谷集落唯一の出入口として多くの人々に利用されてきました。

しかし、橋の老朽化のため、今では通行車両の重量制限をし、危険な状態で通行をしています。塗川橋の架け替えは、長い間、第二区の重点要望事項として村に要望してきました。塗川は、国土交通省の直轄砂防河川となり、本年度から深沢入地点の護岸工事が始まりましたが、住民の一番切実な願いは、一日も早く塗川橋の架け替えを実現してほしいということです。

村道幡谷線・塗川橋の架け替えは、いつ頃実施する予定ですか。

2 要介護認定者対策について伺います。

特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者が、全国で42万人、県内で8,225人おり、要介護度4以上の方が46%で、特養の定員と同じくらいの方が待機していると報道されています。

(1) そこで、村民で要介護認定者は何人ですか。うち介護保険で入所できる施設入所者は何人ですか。

特別養護老人ホーム入所待機者は、何人ですか。

(2) 群馬県では、今後3年間の特養整備目標を960床にしたと報道されました。

村は、要介護認定者の介護問題を利根沼田広域圏に依存するだけでなく、要介護認定者の安心と雇用の場を確保するために、片品村内に介護老人福祉施設の増床又は誘致ができないでしょうか。

3 観光客増加対策について伺います。

平成4年にバブル景気崩壊後、観光客数・宿泊客数ともに減り続け、スキー場や民宿旅館経営を苦しくさせています。

(1) 冬期間の観光客としてオーストラリア・中国・韓国等の外国人の誘致に取り組めないでしょうか。

(2) 春から秋の観光客として、都市の教育委員会や学校と連携して農村農業体験学生客誘致に取り組めないでしょうか。

以上、村長の答弁をお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野育雄議員の通告に基づいて、ご質問にお答えいたします。

道路・橋梁整備について、まず、第3次片品村総合計画の道路事業として定めた村道・農道・林道など村内道路の長期的・総合的な計画は、樹立してあるかについてですが、総合計画の地域基盤の道路において基本方針では、国道120号、401号、主要地方道水上・片品線などの幹線道路の拡幅改良、金精峠の年間開通、椎坂峠のトンネル化、ビューポイントの整備などを国・県に要望するとともに、安全で美しいユニバーサルデザインの道づくりなど、村道・農道・林道などの総合的な整備を進めるとしています。

また、その実現に向けての主な施策につきまして、幹線道路の整備促進では、国道120号の金精峠の年間開通と椎坂峠のトンネル化などがあります。

ご質問の長期的・総合的な計画につきましては、基本計画で示した計画の具体的な施策を、3年ごとの実施計画で定めており、毎年ローリング方式で見直しを行っております。

この中で、長年の懸案でありました椎坂峠のトンネル化につきましては、ご存じのとおり平成26年度の供用開始に向けて、既に着工となっております。

また、金精峠の年間開通につきましても、利根地方総合開発協会を通じて、引き続き関係機関へ要望活動を行っております。

村道関係では、摺淵・花咲線の摺淵橋が、既に供用開始となっておりますし、これに続く下摺淵地内の未整備区間につきましても、新年度中には改良工事を終了し、この路線の全区間が二車線となる見込みであります。

須賀川・御座入線の御座入橋の架替工事につきましては、県代行事業により事業実施中であり、平成22年度は、一部上部工に取り掛かる見込みです。

次に、村道幡谷線・塗川橋の架け替えは、いつ頃実施する予定かについてですが、この質問につきましては、平成19年12月議会の一般質問におきまして、高橋正治議員より老朽化が進む村内の橋梁整備計画等についてのご質問がありましたが、その中に塗川橋や細工屋橋・穴沢橋などの計画的整備についてご質問がありました。

この質問に対する村長の答弁において、橋梁の整備については、多額な費用を要することから、村単独での整備は、厳しい財政状況の中では難しい状況ではありますが、国・県の補助事業を模索しながら、住民生活に影響が出ないよう整備を進めていくと答弁しております。

現在、村内には塗川橋や細工屋橋、穴沢の学校橋など多くの橋があります。

村では、国が定める橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、群馬県との協議により平成23年度から2年間の計画で、橋長15m以上の橋をすべて点検し、この長寿命化修繕計画を立てる予定であります。この計画を立てることによりまして、橋梁整備に係る事業費の2分の1の補助を国から受けることができます。

ご質問の塗川橋につきましては、生活道路として長い間利用してきましたが、現在では、重量制限を設けて通行している状況であります。

また、この橋を利用しております幡谷地区は、ほかに迂回路もなく、この橋が唯一の生命線となっており大変重要な橋であります。

このため、塗川橋の整備につきましては、特に優先的に整備を進めたいと考えておりま



す。この橋の架け替えにつきましては、地元住民にとっては長年の懸案であります。

事業実施に当たっては、用地交渉や調査を実施した結果により、実施可能であれば、地元からの長い間の要望に応え、是非とも進めたいと考えております。

次に、要介護認定者対策についての村民で要介護認定者は何人かでございますが、要支援62人、要介護178人の合計240人です。このうち、介護保険で入所している入所者ですが、介護老人福祉施設40人、介護老人保健施設20人、介護療養型医療施設1人の計61人でございます。

また、特別養護老人ホーム入所待機者は何人かですが、重複申請もあるかと思いますが、利根沼田地区では930人となっています。このうち片品村の方は48人でございます。

次に、介護老人福祉施設の誘致又は増床ができないかでございますが、現在、片品村には、社会福祉法人尾瀬長寿会が運営する桜花苑がございます。特別養護老人ホーム定員50名、ショートステイ定員10名、デイサービスセンター定員28名のほか、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所を備えた施設となっておりますが、現在入所を希望されている方がおられる状況でございます。

ご質問の介護老人福祉施設につきましては、定員50人以上又は定員29人以下の小規模施設の新設又は増床については、国又は県の補助制度がございます。

事業採択にあたっては、介護保険事業計画に組み込まれることが必要となりますが、現在計画した場合、次の第5期計画は平成24年度以降となります。

施設の誘致・増床につきましては、可能なのか無理なのか、相手様の考えもあると思えますので、状況を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、観光客増加対策についてお答えいたします。

まず、冬期間の観光客としてオーストラリア・中国・韓国等の外国人の誘致に取り組めないかについてであります。外国人観光客誘致については、群馬県全体として取組が遅れているのが実態であります。片品村では、昨年、英語・韓国語・北京語のパンフレットを作成いたしました。これも有効に活用したいと考えています。

外国人の受入れには、課題があります。宿泊施設の育成、外国語の看板設置、通訳の養成、クレジットカード精算の対応など体制作りには時間を要しますが、順次整えていかなければならないと考えています。

幸いにして、片品村には、最も受入れがしやすい台湾において人脈があり、昨年からは群馬県とも連携をとりながら取組を始めています。

その方向性としては、夏の尾瀬、冬のスキーのお客様をターゲットとして、始めはパッケージツアーの仕掛けを考えています。その際、コースの中に日光やヤマダ電機等の外国人にも名の売れたメジャーな所を入れるなど広域性を視野に入れることも必要であると思えます。

まずは、台湾からのお客様を受入れて外国人に慣れていくことが、現実的であるかと考えております。

海外からのお客様は、ほとんどが片品村にとって新しいお客様であると考えられますの

で、今後、観光協会・スキー場連絡協議会・民宿旅館組合連合会そして行政がより連携を強め、取組を強化していきたいと考えております。日本に住んでいる外国人も多くいますので、あわせて取り組んでいきたと思っています。

次に、春から秋の観光客として、都市の教育委員会や学校と連携をして農村農業体験学生客誘致に取り組めないかについてであります。既に多くの農業体験の学生を受入れている農協旅行センターとともに、今後は観光協会・民宿旅館組合連合会・行政がより連携を強め、取り組んでいきたいと考えています。

着地型のいわゆる体験ものは、他の地域でも力を入れておりますが、片品村は先進地域としてこれまでの実績を強調するとともに、より競争力のある企画と受入体制を整備していく必要があります。

ターゲットとしては、つながりの深い上尾市・蕨市・藤沢市等の教育委員会や学校が最も可能性が高いと思われまますので、既に取組を始めております。特に上尾市では少なくない数の実績があり、非常に協力的でありますので、今後も期待をしております。

群馬県が行っている尾瀬学校につきましては、原則的には日帰りですが、各地域の校長会等にも説明に向き、宿泊型での活用を売り込んでおります。前橋地区などで既に実績を上げております。

また、ご質問では、春から秋の観光客としてとありましたが、冬のスキー教室と体験学習も視野に入れていきたいと考えております。

観光と農業を主産業とする片品村では、この体験農業型の旅行形態は全村を挙げて取り組まなければならないものと考えておりますので、議員各位のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。星野育雄議員への答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

塗川橋の関係ですが、塗川橋の架け替えを実現するために、現在、地権者に土地使用承諾書をもらいに役員が回っています。

関係地権者の土地使用承諾書が村長に提出されれば、平成22年度に調査・設計をし、早期着工をしていただけるのでしょうか。

お願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

だいまの育雄議員の質問に答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、この橋は重量制限のかかっている橋でありまして、何としても早く着工したいとそうように考えております。

そうしたことから22年度の予算の中に、調査費を計上させていただいております。したがって、土地交渉等が順調に進めば、村としてもそれに着手をしていきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願いたします。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

次に、介護認定者の問題ですが、ただいま答弁をいただきましたが、特に本村は、働く場が少ないために皆さんご承知のように、若者の多くは学校を卒業すると自分がやりたい仕事を求めて都会へ就職し、老人世帯が増加しています。

老人は、心身が不自由になると介護施設や病院に世話にならないと生きていけなくなります。高齢者が増える中で、介護を要する老人も増加し、現在の介護老人保健施設だけでは足りなくなってきました。

村内に、特別養護老人ホームの入所待機者が48人いると伺いましたので、増床又は誘致の努力をして、是非実現していただきたいと思っております。

次に、続けて観光客増加対策についてですが、村がウェルカム群馬推進協議会等を通じて、県や国と連携して外国人観光客誘致に取り組めば、片品村のスキー場や尾瀬等に海外から観光客が来るようになるのではないのでしょうか。

先ほど答弁がございましたけれども、それとですね、その辺が期待。

もう一つですが、これは教育長に伺います。

農村農業体験学生客誘致のため、教育委員会が都市の教育委員会や学校との橋渡しをすることはできないのでしょうか。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

（発言する者あり）

議長（入澤登喜夫君） 11番。

11番（星野育雄君） はい、11番。

今、ウェルカム群馬推進協議会に片品村も会員になっているそうですね。そこで外国の旅行社とか雑誌社が群馬県に来て、それで各構成市町村が、例えば片品村の現地を見てく

ださいというようなことをお願いすると、県でそういう人たちを連れて来てスキー場とか尾瀬とか片品村を見て、それで自分の国に帰ってそれを宣伝してくれる事業をやっているという話も聞きましたし、それから国レベルでも同じような東京が会場だそうですが、そこへ行って片品村がそういう、詳しくは分からないんですが、聞いた話しなんです、片品村に外国人の観光客に来てくださいというお願いというのか商談会ですか、そういうものもあるそうなので、是非そういう場を利用して海外の観光客を誘致したら可能性がかなりあるんじゃないかと思ったわけです。

この間も白馬村のスキー場に見学というか体験というかお話を聞きに行きましたが、白馬村には非常に外国人のスキー客・観光客が多くて、民宿なども1割ぐらいは外国の方が、民宿というかペンションを経営しているということです。それもやっぱり白馬村が、県を通して県と国のお世話になって、そういった働きかけをしたために、今大変外国のスキー客なり観光客が来ているという話を聞きました。

そんな方法があるということを知りましたので、それ以外もあると思いますが、村としても積極的に努力したほうが良いのではないかと思ったので、村長その辺は。

村長が、もし細かいことがあれなら担当課長でもいいんですけども。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この関係につきましては、先ほども細かく説明をさせていただきましたが、群馬県の観光国際協会と連携をしながら取り組んでいかなければならないと考えております。

また、先ほどパッケージツアーの関係もお話しましたが、これは乗り物あるいはホテル・宿泊・コース、すべてをセットした取組、そうしたものも取り組んでいるということで、片品村ではむらづくり観光課あるいは観光協会、そして県と連携してそうした取組をしているということを是非理解していただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 次に、教育長 飯塚欣彦君。

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

育雄議員の質問にお答えしたいと思います。

農村農業体験学生の誘致について、教育委員会が直接にそれに携わることは、本来業務ではありませんので、私として行っていることとお話したいと思います。

片品村の魅力を多くの学校の皆さんに知っていただくという側面的な支援を今行っております。

具体的には、例えば、尾瀬学校で片品に訪れた学校には、尾瀬文学賞の俳句大会に応募してほしいとご案内をしております、その結果、小学校では3,600余、それから中学生も3,000を超える数の句が寄せられております。こういった中で、俳句を通して

片品の魅力をみんなに紹介していくということも行っております。

その中の学校に、ご存知のようにセカンドスクールとして武蔵野市の第三小学校が、一週間余滞在しておりますが、武蔵野第三小学校であるとか、あるいは横浜市の小学校が連合体で修学旅行を片品に訪れて農業体験をしていますが、その学校にも尾瀬文学賞への参加を働きかけております。

ようするに、片品に訪れて農業体験をする中で、いろんなことを体験したことを俳句という教育活動を通して参加していただくことで、片品の魅力をピーアールさせていただいております。

また、今般作成しております片品の民俗を紹介したDVDの映像なども校長さんたちが、片品がどういう所か知りたいというそういったことにお答えする一つの手段として、そういった物の提供も考えておりますので、先ほど申し上げたような側面的な支援ということで行っております。

なお、北小学校が武蔵野第三小学校と交流会を行っておりますが、ご存知のように学校規模が小さいですので、全部の学校と交流するということは、なかなかむずかしいところがありますので、先ほど申し上げたような形での片品の魅力のピーアールを心がけていきたいと考えております。

以上です。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

教育委員会としては、直接的にはそういう橋渡し等はやできないということですので、村長、ひとつその辺はむらづくり観光課のほうで、是非お願いしたいと思います。

実際に、冬場のお客さんよりも、何か民宿に行くとですね、夏場のそういった学生さんたちのお客さんが非常に民宿の経営からすると、夏場のほうが収入が多いというような話も聞きますので、是非都市の学校の皆さんが、修学旅行で片品に来るという場面にも出くわしたので、そうした子供たちをいっぱい呼んでいただけたら、観光客が増えるのではないかと思いますので、どうか担当課で村長の指示の下に、是非努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 次に、1番 戸丸廣安君。

（1番 戸丸廣安君登壇）

1番（戸丸廣安君） はい、1番。

提出しました一般質問通告書に則って、飯塚教育長に質問します。

質問事項は、片品村における文化再興事業についてであります。この本のことについてであります。

片品村は、文化庁の平成20年度・21年度ふるさと文化再興事業である地域伝統文化伝承事業を採用・実施して、「片品村の暮らしと伝統文化」のまとめとDVD映像収録に努めました。この度、その積み重ねで春夏秋冬の全シーズンを網羅するまでに至ったと聞いております。

さて、その位置づけですが、21世紀にふさわしいDVDなど、片品村の伝統文化財の収録とまとめを短期間にやってのけたといえますから、大いに評価できるのではないのでしょうか。関係者の労苦に讃辞を述べたいと思います。

ここで質問ですが、この事業成果物の

1 完成の時期は、いつでしょうか。

そしてその内容はどの様なものに、実質なっているのでしょうか。

2 今後それを上手に、どう活用していくのでしょうか。

3 これが長年の待望の村史と事実上なるのか。それともその作成のための大きなステップとなっているのか。

であります。

なお、「2年前に片品村史の改訂計画は」との一般質問をしましたら、教育長は「この地域文化伝承事業等で準備したい」と当時は答えております。

よろしく願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

（教育長 飯塚欣彦君登壇）

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

戸丸議員の質問に対するお答えをいたします。

最初に、DVDの完成の時期と事業内容について、ご説明申し上げます。

昨年春に、先ほどご提示のございました「片品村の暮らしと伝統文化」という冊子を各家庭に配らせていただきました。これは、平成20年度文化庁ふるさと再興事業地域伝統文化伝承事業の補助で作成したもので、付録のDVDには、秋から冬に行われる村内の祭りや行事、暮らしの様子が映像で紹介されております。

今年度も文化庁の補助を受けて春から夏にかけて撮影を行い、昨年のもので併せて、一年を通じた「片品村の暮らしと伝統文化」を映像で紹介しております。まもなくDVDが完成いたしますので、3月末には配布できるかと思っております。

次に、今後の活用についてお答えいたします。

今回の取組は、映像を通して地域の伝統や文化の価値を再発見するとともに、継承や復活といった活動を通して地域の活性化の一助になればと考えました。

今日、私たちは、自分たちの地域の歴史を知り、そこに継承される伝統や文化の価値を再発見することが求められています。そのため、先人たちが行事や暮らしの中で脈々と伝えてきた由来や精神といったことに目を向ける必要があると思います。生活様式が多様化し、価値観も世代や地域によって違いが大きい現在、「昔からの決まりだからやっている」というだけでは見えてこないことがたくさんあります。

片品村の先人たちが、豊かで厳しい自然とともに暮らしながら、この土地で生き抜くために培ってきた知恵や技を、季節の行事や祭り、暮らしぶりを通して伝えていたのではないかと考えます。だからこそ、いままで残されてきたのではないかと思います。

映像には、そうしたことを考えてほしいという思いが込められて作られております。

そこで、教育委員会では、この映像を一人でも多くの方に見ていただくため、昨年購入した大型スクリーンとプロジェクターを利用して、今後、皆様に様々な機会をとらえて上映会を開催したいと考えております。

また、文化財調査委員の皆様のご協力をいただき、村内の文化財を紹介した小冊子の再発行や文化財めぐりの実施などを計画しております。平成22年度予算にはその必要な経費を計上させていただいております。

次に、片品村史に係る質問でございます。

ご承知のように昭和38年に発行された村史は、村の自然から歴史・行政・産業・教育・交通・文化財・観光・民俗など18項目にもわたる大量な資料が編さんされております。

ご指摘のように、発行以来かなりの年数が経過しており、時代とともに村を取り巻く環境も大きく変化し、人々の暮らしも大きく変わってきております。

だからこそ、貴重な資料を後世に残していくためにも、村史改訂の必要性があることは、よく理解をしておるところです。

したがって、今回の事業で得られた民俗の分野に係る資料は、今後、大いに活用できますし、次へのステップとなるものと考えております。

戸丸議員もご存知のように、村史を編さんするには、大勢の方のご協力を得ながら、長い時間と十分な費用をかけて進めていく必要があります。

また、改訂に当たっては、これまでの資料の見直しと新たな資料の発掘も求められるところではあります。

そのため、まずは村史編さんの必要性について、村民の皆様の理解と協力を得ることが必要だと考えます。今後、関係者と十分連携を図りながら、これらを検討するための体制づくりから着手したいと考えております。

以上申し上げて戸丸議員への答弁といたします。

1番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 1番 戸丸廣安君。

1番（戸丸廣安君） はい、1番。

いろいろと懇切丁寧に質問に答えていただきまして、ありがとうございました。

教育長の発言の中で、村史編さんの必要性について村民の理解を求めていくという箇所がございました。具体的にどのような形で今後それを進めていかれるのか、今現在お考えの点を挙げていただけますとありがたいです。

また、それとともにこの今回の事業を通して、その背景にある成し遂げようとするその熱い思いを尋ねてみたいなと思っています。そもそもこの文化再興事業を通して片品村教育委員会が、一番何を成し遂げたかったのか。その辺を改めて答弁をお願いします。

また、こうした事業を行って思った以上のといいますか、予想外ともいえる成果や収穫はあったかどうか。あればですね、おそらくあると思うんですけども、この際この場で村民に語っていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

3点ほど、ご質問があったかと思います。

まず、村民の皆様の理解と協力を得ることの具体的な取組でございますが、まず内部として、教育委員会の中にも教育に係る資料というのがたくさん保管されておりますが、そういったことに係る資料の整理であるとか、まずは足元を固めるところから着手する必要があると考えております。

また、先ほど18項目もあると申し上げましたが、その18項目がそのまま資料として必要なのか、あるいは新たな項目を加える必要があるのか、そういった議論をするための研究というか検討も専門家の助言をいただいて検討していく必要もあるかと思っています。そういった意味で、まずは内部でそういったことの検討を始めていきたいと考えております。

それから再興事業に係わっての思いを先ほど申し上げましたが、これのねらうところは、やはり私としては、今片品村の教育振興基本計画の策定に取り組んでおりまして、その中の大きな基本施策の柱として「ふるさと片品を愛する心を育てる」と、先ほど育雄議員のご質問にございましたが、若者がふるさとを離れていくという流れは、どうしても時代の流れの中であろうかと思いますが、ふるさとを離れても片品の良さをとということをやっばり子供たちの中にしっかりと植え付けていきたい、育てていきたいという思いがございます。

そういった中で、具体的にどういった形でやるのかというものの一つとして、地域の伝統文化にふれる。保護者を対象としたアンケート調査でもですね、保護者の意識あるいは子供たちの意識でも地域の伝統文化にいろいろな行事に参加する割合が、都市部に比べて非常に高うございます。そういった良さを継承しながら、同時にお年寄りとの交流等を深めて、やはり片品の本当の良さというものをしっかりと心の中に育てていきたい。そうい



ったものの一助にしていきたいと考えております。

それから最後のご質問の成果についてでございますが、昨年、冊子を発行しましたが、実はその冊子のほとんどの部分が、この村史の中の民俗に関わる資料とそっくり同じものでございます。昭和38年の村史を作った時の民俗に関わるものというのは、当時の群馬県教育委員会の文化財保護課が行った調査の資料がそっくりそのまま使われております。短期間でやった中で、十分な資料の調査・発掘等が行われておらないという反省もあるようですが、当時としては画期的な調査資料でございました。それを復刻させるというねらいもございまして、映像と併せてその資料も大変貴重なものだと考えております。

それをベースに、新たな村史における民俗の分野をしっかりと作っていきたいという思いが、文化財調査委員の皆さんにもございまして、それにプラスする形で新たな説明資料等が加わっておりますし、今月末にお配りするDVDの資料にもそういった解説、映像で紹介されてる民俗に関わるものについての解説が、非常に丁寧に行われております。これは、やはり先ほどご質問のあった村史ということを将来的に考えた時に、今から少しずつ蓄えていく必要があるというお考えがあるのではないかと思います。

また、昨年、その資料と併せて映像を紹介したところ、片品村の文化財指定というのがありますが、無形民俗に係る部分というのは、一つもございませんでした。映像で紹介したところ花咲の猿追い祭りというのが、非常に高い評価があって国の指定を受けていますが、自分のところはそんなにメジャーではないけれども、地区の行事としてうんと大事にしているお祭りがあるんだと。それを村の無形民俗に指定してほしいという申し出が、区長さんからありまして、手元に件数、ちょっと失念しているので出てきませんが、たしか越本地区の鉄砲祭りと上幡谷の申祭り等3件くらいございましたが、それを指定してほしいという申し入れがございまして、それを村の無形民俗の文化財指定にさせていただいております。

やはり自分たちの地域の伝統文化をしっかりと継承する。それにはやはり地域を挙げてみんながその価値を認識していくことが必要なので、文化財の指定というのは、そういった意味にもあるうかと思っております。

以上3点、答弁申し上げます。

1番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 1番 戸丸廣安君。

1番（戸丸廣安君） はい、1番。

これは質問ではなく要望なんですけれども、気づいてみたら聞きたいと思ったらもういないというケースが多くあります。生きた資料ともいえるあるいは生き字引といえる年配の方々が、隣にいたけれどもと振り返ってみればもう後悔しか残らないということもございまして、是非とも村史改訂に当たりましては、急いでいただけますよう諸事情あると

思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 次に、3番 飯塚美明君。

（3番 飯塚美明君登壇）

3番（飯塚美明君） はい、3番。

今日は、たくさんの皆様が傍聴に来ていただいた中での質問となります。

少々緊張しておりますけれども、少子化問題に対しまして2点、ご質問をこれからいたします。

平成20年度住民課概要によりますと、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの出生数は24人とあります。死亡・転入・転出をプラス・マイナスいたしますと97人の減少でありました。

平成19年は150人の減少、平成18年は129人減少であり、毎年100人ぐらいの人口減少が片品村では続いております。

住民基本台帳では、平成22年2月1日現在の人口は5,338人です。

しかし、平成22年2月1日の県移動人口調査では、片品村に住んでいる人口は5,000人を切りまして、4,984人となっております。少子化が進み、人口が毎年減少しております。このままでは10年後の片品村の人口は、4,000人を切ることが予想されます。

平成22年公報かたしな2月号におきまして、「成人おめでとう」と表紙にコメントが載っております。その内容でございますけれども、20年前、平成元年10月1日の村の人口は6,345人、同年度に生まれた赤ちゃん79人でありました。

現在と比較いたしますと20年かかって1,000人が減少となっております。生まれてくるお子さんの数も79人から24人に減少となっております。現在100人ぐらいの減少が続いているわけですから、今まで20年かかって1,000人減少しておりました状況が、10年で1,000人の減少になってくるといふ大変なことに予想ができるわけでありまして。

そこで、人口減少の原因となっております少子化対策について、ご質問をいたします。

再選を果たし、村民より手腕を期待されております千明村政の2期目最初の予算組におきまして、少子化対策に対する取組についてお伺いをいたします。

まず、結婚をして出産、そして育児、小・中・高校生と成長していく中で、子育て支援に対する村・県・国の施策（県・国については、支出金が片品村に対してあるもののみとしてください）それからそれぞれに対する予算付けについて、担当課長に簡潔にお答えをお願いいたします。

そしてもう一つでございますけれども、少子化対策のもう一つの取組となります後継者の結婚対策についてお伺いをいたします。

「過疎地域におけるぐんま婚活模様 自治体が縁結び」という題目で、上毛新聞記事がございました。

下仁田町の人口は約9,600人、高齢化率38%で、少子化は若者の非婚化が原因であるとして、2006年度からこれまで13回の婚活イベントを開催。町内外から延べ475人が参加してカップルが39組成立し、3組が既にゴールインをしている。

また、2005年の国勢調査で25歳から49歳の人口の内、約55%が非婚でありました孺恋村では、2007年に少子化・後継者対策プロジェクト委員会を立ち上げた。

昭和村も同年、同様の取組をスタートしたとありました。

では、片品村における未婚率はどうでしょうか。私は、かなり高い状況であると予想しております。プライベートの問題だから村は関知しないということでは済まない状況に、現在あるのではないかとそのように感じております。

そこで住民課長にお伺いいたします。

男性・女性の25歳から45歳までの人口と、その中でどのくらいの独身者がいらっしゃるか教えてください。

そして、それを基にいたしまして結婚支援について、村長のお考えをご答弁ください。

よろしく願いをいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

飯塚美明議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策についての細かい点については、担当課である保健福祉課長・教育次長・むらづくり観光課長、そして先ほどの人数の関係については住民課長に、それぞれ私が説明した後に各担当から説明させますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず住民課長が報告する前に結婚支援について、どのように考えているかということではありますが、この点についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、結婚支援は少子化対策のみにとどまらず、村の将来を左右する大きな課題であります。

また、喫緊の取組が必要であることは論をまたないところであります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、18歳から34歳の未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と回答した割合が男女とも90%近くあり、独身者が未婚にとどまっている理由をみると、25歳以上では「適当な相手にめぐり合わない」という理由が半数程度で、理由のトップになっております。このことは、独身男女の多くが良い相手があれば結婚を望んでいるということの意味しています。つまり、良い出会いの機会を求めているわけです。

県でも平成19年から、ぐんま赤い糸プロジェクト「あいぷろ」を実施しており、男女

の出会いの支援をしております。本人だけでなく、その親たちの交流会を開催したことは先月の新聞紙上で大きく取り上げられました。

片品村といたしましても、このプロジェクトと連携し、積極的に支援をしていく考えであります。

また、村独自の支援策も実施する必要があると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、片品村が「住んでみたい」「お嫁に行きたい」という村にならなければいけないとも考えております。そうした村づくりを村民の皆さんと一緒にしていきたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げまして、飯塚美明議員への答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 次に、保健福祉課長 桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

それでは、保健福祉課の施策と予算額について申し上げます。

最初に、医療費の無料化でございます。予算額2,157万9,000円。対象としては、平成19年度から中学校卒業までとなっております。

次に、児童手当支給、予算額594万円。対象としましては、小学校修了前の児童を養育している方でございます。

子ども手当の支給、予算額8,177万円。支給対象ですが、中学校卒業までのすべての子供でございます。

次に、出産祝金の支給です。予算額270万円。第3子以上の出産に30万円を支給するものでございます。

次に、3歳未満児保育料軽減事業、予算額18万円。

第3子以降保育料減免事業、予算額202万8,000円。

チャイルドシート貸出事業1万円。これは満1歳まで無料の貸し出しを行っております。

次に、ぐんまちよい得キッズパスポート事業、予算は特にありませんけれども、18歳までの子供のいる家庭、妊娠中の家庭に協賛店舗でカードを提示しますと代金割引やポイントの追加・無料サービスがあるものでございます。

次に、国保加入者の出産育児一時金、予算額は546万円でございます。

次に、母子福祉事業、予算額18万9,000円。これはひとり親家庭の子の入学・卒業の祝い品の支給や励ます集いの助成、母子会の活動の補助でございます。

福祉医療費の扶助、予算額268万8,000円。18歳未満の子を扶養しているひとり親に医療費の自己負担分の助成を行うものでございます。

次に、母子保健事業、予算額390万1,000円。妊婦検診、乳児検診、1歳児半・3歳児検診、母親学級等の費用でございます。

次に、保育所の運営でございますが、予算額は1億1,881万7,000円。3保育所の充実と安心・安全を第一に運営する費用でございます。

最後になりますけれども、児童館の運営でございます。予算額は1,093万6,000円です。安心・安全で楽しく遊び学べるよう幼児から高学年まで、利用者の便宜を図っております。その費用でございます。

以上の総額2億5,619万8,000円でございます。

議長（入澤登喜夫君） 次に、教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。

教育委員会関係の所管します事業について申し上げます。

教育委員会につきましては、学校・社会教育と幅広い形で子供たちと関わっているわけですが、広い意味で捉えた部分についても含めて報告をさせていただきます。

最初に、村長のこの度の公約でもありました子供の見守りという意味での事業でありますけれども、かたしな子ども学校を実施いたします。381万5,000円でございます。これは子どもたちが、地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを実施いたします。各学校に指導員を配置して、その指導員による各団体との連携を図っていただくような業務であります。夏休みの映画会あるいは夏休みの受入れ等も実施をいたします。

次に、きめ細かく質の高い学習指導の推進事業であります。135万円。これにつきましては、少子化に伴って複式学級等の学校がありますけれども、その解消のための非常勤講師。これは県で雇用し、配置をしておりますけれども、これにつきましては、4教科分について対象となっております。国語・算数・理科・社会の4教科ですが、それ以外の部分について村で負担をいたしまして、職員会議あるいは総合学習の中で活躍をしていただくためのものがございます。

次に、子育て講座事業でございますけれども、5万円。これにつきましては、就学児検診等の機会を利用した講座ということで、お母さん方に講座を開設しております。

また、県で行っている「まちかど子育て会議」についても連携を図って実施をしております。

次に、図書室運営事業でありますけれども、114万4,000円。これにつきましては、中央公民館にあります図書室運営のための整備でございます。図書室におきまして読み聞かせ等を行ったり、そこを待ち合わせの場所にといい形で、従来利用されておりましたけれども、そういった幅広い図書室運営の費用として予定をしております。

次に、豊かな体験活動事業でございますが、18万4000円。これにつきましては、子供たちのキャンプやおもしろ科学教室の実施を予定しています。

次に、音楽鑑賞会で24万円。これにつきましては、一流の音楽家の方を招いて子供たちに音楽を聴いていただくということで、21年度にはヴァイオリン演奏の中村先生をお招きをして中学生に聞いていただきましたけれども、22年度につきましては、小学生を

対象に考えております。

それから音楽発表会につきましては、20万円。小中学生の日頃の活動の発表の機会を作って、地域の方に音楽を聴いていただくというものであります。

次に、団体への補助事業でございますけれども、子供の関係ということで、PTA連絡協議会あるいは子ども会育成会あるいはスポーツ少年団・おやこ劇場といった団体への補助金161万6,000円でございます。

次に、幼保・小・中一貫性のある教育事業ということで、特に予算はございませんけれども、それぞれの子供たちに応じた取組の状況を共有したいということで、担当レベルあるいは関係者と連携を図れるような形で、今考えている事業であります。

次に、奨学金貸付事業でありますけれども、450万円を基金へ繰り出すということで、今年度予定をしております。

それから通学費補助事業でありますけれども、814万8,000円。これにつきましては、県の補助もありまして実施をしております。小学生が2km以上、中学生が3km以上ということで対象にして支給をしております。

就学援助費でございますけれども310万円。ひとり親家庭への支援で、交付税に算入された部分であります。学用品等といったものを対象にした費用であります。

最後に、へき地児童生徒心臓検診事業ですが21万円で、小・中学校の1年生を対象にした健診を行っております。

以上で2,455万7,000円であります。

以上で教育委員会の説明を終わりたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 次に、むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） はい、むらづくり観光課長。

それではお答えいたします。

むらづくり観光課関連では、補助金を支出して通学バスを2系統運行しております。

具体的には、片品中学校・丸沼スキー場線に236万円。片品中学校・戸倉スキー場線に222万円。合わせて458万円でございます。

なお、運行本数は登下校に合わせて各1本でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（入澤登喜夫君） 次に、住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

飯塚美明議員からの男性・女性の25歳から45歳までの人数と、その中でどのくらいの独身者がいるかのご質問についてお答えします。

この質問につきましては、住民基本台帳登録人口と国勢調査を基にした移動人口が考えられますが、移動人口は変動数値を報告するのみでありまして、群馬県が集計する年齢別のデータがございません。

住民基本台帳登録による年齢別人口につきましては、本年1月末現在ですが、25歳から45歳までの総人口は1,038人、うち男557人、女481人となりますが、ご質問の独身者につきましては、純然たる村内在住者のデータになりますとデータがございません。

そこで趣旨に沿うために、この年齢別人口をもとにしたあくまでも推計数値であります。およそ420人くらいの独身者がいるものと見込まれます。

以上で、ご質問に対する説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

保健福祉課長にお伺いいたします。

今年から国の施策で子供手当が出ることになっておりますけれども、片品村ではいままで児童手当で出しておりました。この関連はどうなるのでしょうか。教えてください。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長 桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

ただいま22年度の予算を申し上げましたけれども、児童手当594万円ですけれども、これは22年の2月と3月、今月と先月の分です。それを22年度予算で児童手当を支給しまして、子供手当の8,177万円と言ったのは、4月から来年1月分の支給の予算額でございます。

以上です。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

今、担当三課長からご答弁いただきました。

大変子育て支援対策に対しましては、手厚い施策が施されていると感じました。メモを

するにもなかなか追いつかないくらいの項目がたくさんありました。

限られた予算の中で、知恵を絞りまして国・県の関連の政策を利用し、そしてそれに片品村独自の子育て支援の政策をプラスして、ただいまご説明がありましたように作られました施策は、千明村政が目指す低負担による高福祉の政策でありまして、私は大変中身が濃くて前向きな政策であると高く評価をしたいと思っております。

結婚支援につきましては、住民課長からご答弁がありました。約4割が独身であるという大変数字的には厳しい、将来的に考えても何とか手を打っていただかないといけないと感じております。

先ほど、村長からご答弁ありました中で、群馬の赤い糸プロジェクトの件がご説明ありました。9割の方が結婚したいけれども、なかなか良い相手にめぐり会えない。これが一つの原因であるというふうなことも説明の中にありました。やはりめぐり会いが少ない。いままであった職縁結婚がなくなった。近所の方が世話をしてくれるそういう人も少なくなった。この辺が原因かと思えます。

そこでパーティーに出席をされました女性の言葉で、なぜ参加をしたかという問いに対しまして、自治体がやっているので安心であるという答えがありました。もし片品村が、交流の深い上尾市・蕨市・練馬区この自治体の方々にご協力をいただいて、そして登録者・参加者を集める方法等がもしできるのであれば、まさに自治体がやっているので、安心であるという評価が生まれ、実績に結びついていくような気がいたします。

どうかこれからの対策といたしまして、結婚推進協議会的なプロジェクトチームを作って、そしてその構成員は、役場職員が中心になるのではなく、民間からの公募等によりまして、魅力的な企画を作り、その方たちには結婚相談員として村長から委嘱をお願いいたしまして、そして現実的な取組をしていただけますように、最後に重ねてお願いをいたしまして、私の質問はこれで終了いたします。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） 次に、7番 星野侃三君。

（7番 星野侃三君登壇）

7番（星野侃三君） はい、7番。

高齢者医療の公費助成についてと納税方法についての2点について伺います。

この高齢者医療の公費助成についての質問は、同僚の飯塚議員も通告書を出しました。飯塚君も同じ考えですので、代表して私が聞きますが、二人の議員が質問していると思っ



てください。

高齢者医療の公費助成のことですが、肺炎球菌ワクチンについてです。肺炎球菌ワクチンは、接種すると5年はできないので、医者の間では一生ワクチンともいわれています。

また、世界保健機構でも接種を推奨していますし、アメリカの厚生省の疾患管理センターは、高齢者の人たちに肺炎球菌ワクチンをインフルエンザワクチンと併用して接種するよう推奨しています。

日本では、肺炎球菌ワクチン接種に保険が利かないため6,000円から8,000円くらいかかるために、なかなか接種する人が少ないようですが、これからの医療は予防が重要だと思います。

沼田市議会では田村議員、川場村議会では黒田議員が提案しています。片品村では、どのように考えているのか聞きたい。

2点目ですが、納税の方法ですが、今振込の人が多いいと思います。冬は雪もあります。車の運転も大変です。まして無い人はもっと大変です。何年か前までは、納税組合があり、出張徴収で各区を回っていましたが、無くなってしまいました。滞納にはもらいに行くわけですから、少なくとも70歳以上での夫婦世帯又は一人暮らしの世帯、また車のない人については、電話をもらえば持ちに来てくれる。そういうことが可能なのか伺いたい。

この2点です。

最初に、肺炎球菌ワクチンについて数字のことですので、保健福祉課長に聞きます。

最後に、村長にお考えをお聞きしたいと思います。

担当課長にお聞きします。

近隣市町村で、助成をしている自治体はあるのか。これだけ最初に答弁をお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

県に確認しましたところ、平成21年8月の調査では、県内の実施町村は、みなかみ町・中之条町・上野村の三町村でございます。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

担当課長の保健福祉課長にお聞きします。

その中で、全員はワクチンの接種などはしないと思います。

他の実施自治体の接種状況はどうか、お聞きします。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

先ほどの三町村にお聞きしましたところ、みなかみ町は平成19年度から実施をしております、実施率は3.2%。

上野村は、これは開始時から現在までですが49%。

中之条町は、実施率は出していないそうですけれども、平成20年度は100人、今年度の平成21年度は100人未満だそうです。

以上です。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

実施自治体の補助の対象は、何歳以上なのか。

また、額はどのくらいなのかお聞きしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

これも聞き取り調査のものですけれども、みなかみ町、対象は70歳以上、補助は3,000円だそうです。

上野村、対象は65歳以上、自己負担は1,000円だそうです。

最後に、中之条町ですけれども、対象は75歳以上で、補助は上限4,000円だそうです。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

保健福祉課長にお聞きします。

片品村で実施するとして、70歳以上に全員接種したとすると、全額はどのくらいになるでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

70歳以上の方が、片品村では約1,200人おりますので、仮に接種代を8,000円しますと960万円になります。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

保健福祉課長にお聞きします。

ワクチンを接種することによって、北海道の瀬棚町は医療費が減ったと聞いております。本当なのか。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

聞くところによりますと、肺炎球菌ワクチンの助成を最初に始めた北海道の瀬棚町は、老人一人当たりの医療費が高騰地区の町だったそうですけれども、各ワクチンの予防接種や薬剤の適正利用など地域ぐるみで予防した結果、医療費が減ったそうでございます。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

課長もいろいろ調べたと思うので、最後にお聞きします。

ワクチンを接種する病院ですが、片品村でできるのか。調べていなければ結構ですけれども。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長、桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） はい。

予約により星野医院、片品診療所どちらでも受けられるそうです。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

それでは最後に、村長にお聞きします。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の病原菌の中で、最も頻度の高い肺炎球菌という細菌をねらった予防ワクチンです。このワクチンは、肺炎予防効果とともに肺炎球菌による肺炎になっても軽症で済む、抗生物質が効きやすいなどの効果もあります。肺炎球菌によって起こされるいろいろな病気を予防する効果もあると聞いています。

他の実施市町村の医療費が減ったとすれば、片品村も減ると思いますので、課長の答弁によると近くの病院でもできるようです。

公費助成はできるのかお聞きしたいのが1点と、もう1点はですね、納税について高齢者の家まで取りに来てくれるのかということ、簡単をお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野侃三議員のご質問にお答えいたします。

高齢者医療の公費助成として、肺炎球菌ワクチンに対して、病気を予防する効果があるといわれるワクチン接種に片品村が費用助成できないかとの質問であります。侃三議員先ほどの担当課長へのご質問でも申されているとおり、医療は予防が重要であり、予防接種ワクチンの接種により疾病の予防効果はもとより、医療費の削減につながるものと考えております。

ご存じのとおり、昨年から猛威をふるっております新型インフルエンザの対応につきましても、片品村では利根沼田一市一町三村の中で、一早く子供たちや高齢者、特定疾患をもたれる方を対象に、村独自で補助金を支給させていただきました。それによって、新型インフルエンザを防ぐとともに、引いては医療費の削減につながる考えたからであります。

また、国民健康保険特別会計の関係であります。議員ご存じのとおり、今定例会に提案させていただく平成21年度補正予算案には、村からの繰入金を3,400万円の増額でお願いすることとしております。平成21年度の繰入金は、合計で7,300万円を上回るものであります。

本来、特別会計の趣旨から考えると、国民健康保険税率を上げて、これらを補うことが当然と考えられますが、大変厳しい経済状況下の今日、低負担による村づくりを推し進める観点から、平成22年度の国民健康保険特別会計予算案も併せて、税率は据え置き、一般会計からの繰入金で予算案を組ませていただいております。

このように医療費関係には、既に多額の公費負担をしておりますが、ご質問の肺炎球菌ワクチン接種補助については、先ほども侃三議員言われたように、飯塚議員からも是非実施してほしいとのお願いもございますので、今後、財政状況や国の動向も踏まえ、前向

きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者の納税方法について、高齢者の家庭に向いて集金をしてくれるのかについてですが、納税については、従来、納税組合制度が機能を発揮し、収納率の向上に大きく貢献してまいりましたが、この納税組合制度も最近の諸事情から、法に抵触するとの議論や平成8年度からの口座振替制度の普及が進んだことなどを理由に、村は平成20年度限りで廃止しました。

平成21年度からは、更なる口座振替制度の活用と徴収係員による滞納整理等の個別訪問で、税収の確保を図っております。

さて、ご質問の高齢者の納税方法については、自主納税が原則ですが、毎月、何かしらの納期を設定している現在、一部の年金生活者等におかれましては、口座振替が不可能であり、隔月に支払われる年金で対応されている方も見受けられます。徴収係員が必要に応じた状況判断のもとで、個別訪問の折に、高齢者を含めた村税の徴収にあっておりますが、今後も引き続き実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

肺炎球菌ワクチンについてですが、前向きに検討という答弁をいただきましたが、補正予算でも取っては是非実行してもらいたいと思います。

質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 次に、2番 星野千里君。

（2番 星野千里君登壇）

2番（星野千里君） はい、2番。

今日は、本当に傍聴の皆さんが大勢で、ありがとうございます。ご苦労様です。

ありがとうございました。

教育長にお聞きいたします。

教育振興基本計画についてですが、片品の子供たちは、片品の宝だと私は思っております。

片品村でも光ファイバーが引かれ、情報化社会のめざましい発展があります。変化の激しい社会の中で生き抜いていくには、基本的な知識も必要ですが、自分の意思で課題を見出し、解決するための力を身につけることも大切だと思います。

未来の片品村を担う子供たち一人一人が、個性や能力に応じた教育を受けられるように、

生き生きとした夢が持てる学校教育が必要だと思っております。

片品村が目指す教育の姿と実現のために、教育振興基本計画を策定していると思いますが、経過と今後の取組についての考えをお聞かせください。

教育長、よろしくお願いいいたします。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

（教育長 飯塚欣彦君登壇）

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

星野議員の質問にお答えをいたします。

まず、経過でございますが、平成20年7月1日に政府は、改正された教育基本法に基づきまして、教育の振興に関する施策を推進するため、基本的な方針及び講ずべき施策をまとめた国の教育振興基本計画を国会に報告いたしました。

同法では、地方公共団体でも、その地域の実情に応じて計画を策定するように努めることが定められましたので、片品村でも平成21年度から2か年をかけて計画を策定することとし、この程、その総論をまとめたところでございます。

その中で基本的な施策の考え方について、ご説明を申し上げたいと思います。

ご存知のように21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化を始め社会のあらゆる領域での基盤とされ、知識基盤社会といわれております。

この変化の激しい社会の中で生き抜いていくには、常に基本的・基礎的な知識・技能の習得と更新に努め、課題を見出し解決するための思考力・判断力・表現力を養うこと。そのために生涯にわたって学ぶことが求められております。

このため、学校教育の内容を定めた学習指導要領には、子供たちに必要な力として、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力といった「生きる力」を育むことが掲げられております。

また、成人も社会を構成し、運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力として、人間力を身に付けていくことが求められております。

その基本は、一人一人の学び続ける姿勢であると考えます。学校教育の基礎の上に、各人が多様な機会に学習し、その成果を発揮できるような環境づくりが望まれております。

また、社会教育の分野でも、生活様式の都市化や核家族化、高齢化等による地域社会の変化、少子化等に伴う家庭の変化、物質的な豊かさが進む中、人間形成の基礎が培われる家庭や地域の教育力を回復していくことも求められております。

片品村には、昔から先人たちを敬い人々のつながりを大切に、地域の伝統と文化を継承してきた良い風土がございます。今後も、こうした地域が人を育てる仕組みを大切に、自ら学び互いを高め合う、心豊かな人間性を育む村づくりを進めていきたいと願うものでございます。

このような考えに基づいて、学校教育と社会教育に共通の教育の目指す姿として、従前

からの教育理念として掲げております「楽しく学び、明るく鍛えあい、豊かな心を育む 片品教育」を掲げていくことにいたしました。

本年1月以降、この素案につきまして、村内外の教育関係者にもご意見を頂戴し、議論を重ねてまいりまして、それを受けて六つの基本施策を掲げました。

まず第一は、「安心・安全に学べる環境」をつくることです。

学校は、子供たちが安心・安全に学べる場所でなければなりません。保育所から小学校、小学校から中学校へと円滑につながり、学校と家庭が連携して一人一人の成長を見守り、それぞれの知・徳・体を育むために個に応じたきめ細やかな教育的支援を行ってまいります。

また、子供の数が減り続け、学校施設の老朽化が進む中、子供たちにとって望ましい学校環境を整備するため、将来の新しい学校施設の在り方を検討する時期がきていると考えております。

第二は、「確かな学力」を身に付けることです。

基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら思考・判断し、表現する力を育てていくには、何よりも学ぶ意識が欠かせません。そして日常の学習活動で、自分の考えを持ち、多様な意見や考えとの交流を通して、自らの思考力や判断力、表現力を高めていくことが必要であります。

そのため、質の高い授業を目指す教師の指導力の向上、学級の人数の適正な規模など、学校における学習環境を向上させていく取組も必要だと考えております。

第三は、「豊かな心」を育てることです。

豊かな人間性を養うには、学校における道徳教育はもとより、大人も含めて一人一人の人格を尊重するための人権教育を推進していくことが欠かせません。

そのため、家庭や地域でも人権の理解を深め、協力して取組を進めていく必要があると考えます。

第四は、「健やかな体」をつくることです。

健康な体づくりは、活動への理解と実行が伴わないと効果を上げることはできません。学校教育と社会教育がそれぞれの特徴や役割を活かしながら、連携・協力して村民に働きかけていくことが大切だと考えております。

第五は、「ふるさと片品を愛する心」を育てることです。

ふるさとの良さを実感するのは、離れて暮らす時に初めて気づくことが多々あります。片品の魅力は、豊かな自然とともに生きる人々の温もりと人とのつながりだと考えております。地域の伝統や文化、歴史や暮らしを学ぶことは、その価値を再発見する第一歩だといえます。

第六は、「人のつながりを大切にした学びあい」を進めることです。

本村の社会教育活動には、先人たちが厳しい生活環境の中で、互いに助け合い協力し合いながら様々な活動を通して精神的に豊かな暮らしを築いてきた長い歴史があります。常に人とのつながりを大切にしてきた風土もございます。他の地域に誇れる伝統を活かした

活動をこれからも継続して必要があると考えます。

このような考え方で、片品村教育振興基本計画の総論をまとめたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、この総論の内容につきましては、必要なデータと併せて村のホームページで公表し、村民の皆様にも意見を求めていきたいと考えております。

また、教育委員会では、4月以降、地区別に意見交換会を開催し、この計画の総論とそれに基づいた具体的な取組について、村民の皆様と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

詳細な検討を踏まえまして、具体的な事業内容をまとめ、平成22年度末、来年の今頃でございますが、片品村教育振興基本計画の策定にいきたいと考えております。

以上、申し上げます。星野千里議員への答弁といたします。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 2番 星野千里君。

2番（星野千里君） はい、2番。

いままで総論に基づく全体像というのが見えてきたんですけれども、これから各論に入っていくと具体的なことに入っていくと思いますけれども、片品らしさということ、教育長、具体的にどんなふうな感じを、その辺に趣をおいておりますかを、お聞きたいんですが。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

片品らしさというご質問でございますが、具体的な内容につきましては、個別の取組の中でふれていくようになるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、まず教育の施策の一番の柱として「安心・安全に学べる環境」をつくるということを掲げました。外部の教育の専門家の方のご意見を伺うと、どこでもまず「知・徳・体」とそういったところから入っていますが、片品らしさという点では、今一番の課題でございます子供の学ぶ環境づくりをしっかりと整えていくということが、まず一番の特徴かと思えます。

それから先ほども申し上げましたように、片品の良き風土というものを、やはりこれからも継承していく中で、子供たちをしっかりと、郷土を愛する心を育てていくということもその特徴ではないかと考えております。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 2番 星野千里君。



2番（星野千里君） はい、2番。

例えば、片品の教育、子供ということもあるんですが、私がこういう取組、提案ですが、こういった取組がどうかと思うんですが。

尾瀬高には、全国どこにもない自然環境科というのがありますよね。その自然環境科と今片品中学校と連携して勉強をやっているというふうに、昨日はお聞きしたんですけども。ハートフルという仕組みを作って、全国どこにもない仕組みができあがっていますよね。

その中に、山村留学という小学校高学年からでも中学からでもいいんですが、これは村おこしの成功例の一つで、何村かあるんですね。それを参考にしながら、今後各論に入っていく場面の中で、具体的に山村留学というような受入れ方の方法も少し視野に入れていただければありがたいと思います。

その辺が、可能かどうか少し質問をしたいんですが。

議長（入澤登喜夫君） 教育長 飯塚欣彦君。

教育長（飯塚欣彦君） はい、教育長。

ご提案の趣旨は、分かりました。

ただ、具体的なその可能性について、今ここで言及することはできないと思います。

先進事例として、上野村がそういった山村留学制度というのを、廃校になった学校施設を活用してですね、1年単位での受入れというふうにやっているのは、承知しております。

ただ、今ご提案のハートフルという形で、それが可能かどうかにつきましては、尾瀬高が先進的に取り組んでいるわけですが、そのハートフルを運営していく上での問題というのものいろいろ聞いておりますので、ただそれをストレートにそのまま義務教育の子供たちに適用できるかどうかということは、検討の余地があるのではないかと考えております。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 2番 星野千里君。

2番（星野千里君） はい、2番。

ありがとうございました。

豊かな人間性と社会の育成を基本にして片品らしさの学校経営に、是非ますます努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（入澤登喜夫君） 一般質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## **日程第5 議案第1号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第5、議案第1号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第1号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

群馬県農業共済組合が平成22年4月1日に発足することに伴い、県内の各市町村から職員の派遣ができるようにする必要が生じました。

片品村でも職員を派遣できるように、条例で定めている団体の中に、新たに群馬県農業共済組合を加えるための改正であります。

施行期日は、平成22年4月1日からです。

ご審議のほどよろしく申し上げます

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第1号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第6 議案第2号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(入澤登喜夫君) 日程第6、議案第2号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第2号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

2010年の人事院勧告に基づき、職員の時間外勤務手当について、見直しの必要が生じたので、片品村職員の給与に関する条例の一部を改正し、所要の措置を講ずるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長(星野準一君) はい。

(詳細説明)

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

10番(吉野 勲君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 10番 吉野 勲君。

10番(吉野 勲君) はい、10番。

今回のこの条例の改正に関しましては、人事院の勧告によるということですが、一般論から申し上げて、今の社会状況あるいは村の財政状況等考えた時に、給与体制が減額の方であればこれはもう当然だと思いますが、あえてこの「100分の125」から「100分の150」にした。そういう勧告があったということですが、どういう根拠で人事院がそういうことを勧告したのか。

そしてまた、村はそれに基づいて条例の改正ということですが、どういう考えのもとにそういうことをやろうとしているのか。その辺の趣旨をお伺いしたいと思います。

議長(入澤登喜夫君) 総務課長 星野準一君。

総務課長(星野準一君) はい。

ただいまのご質問の関係でございますけれども、人事院は、総給与抑制の観点と職員の勤務条件の改善を目的として勧告を行ったものでございます。

理由といたしましては、1か月の時間外勤務時間が60時間を超えるような時間外勤務をさせた場合には、雇用主に対してそれだけの費用負担が生じるということを踏まえて、時間外勤務手当につきましては、従来も1時間当たりの勤務時間に対して「100分の125」という割増をして支払うように定めていますが、その割増率を「100分の125」から「100分の150」に引き上げて、雇用主に対して時間外勤務をさせた場合に費用負担が多くなりますよというふうになりました。

したがって、費用が多くなるので、そういった月60時間を超えるような時間外勤務をさせないように努めなさいということです。

したがって、そういう長時間の勤務をさせないことによって、費用負担を押さえるという目的でこういった勧告を出しました。引いては、それが職員に対する雇用関係の改善にもつながるということで、あわせて勧告がなされたものでございます。

10番(吉野 勲君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 10番 吉野 勲君。

10番(吉野 勲君) はい、10番。

趣旨は分かりますが、一般的な感覚でいいますと、給与を上げてその負担を少なくするというのは、非常に分かりにくい面もあるかと思います。

今回は、課長から説明があったようにプラスの考え方ということで、行財政改革等にも鑑みまして反対はいたしませんけれども、これから同じような事案が出てきた時に、どういふふうに対処するかということに関しましては、人事院の勧告に限らずいろいろな議論が必要だろうと思っています。また同じような事案が出た時には、またそれぞれが慎重に審議をして、議論をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

この時間外勤務手当は、職員給与全体の何パーセントくらいを占めて、今支給されているんですか。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） はい。

現在は、当初予算編成時点では、総給与に対して予算として確保する時間外勤務手当の割合は決まっております。

従来から何回か説明を申し上げた経過がございますけれども、時間外勤務は当然職員がしますけれども、した場合にすべて時間外勤務の金額精算をするということではなくて、した時間について休暇を取って支給に変えるように運用をしたいので、協力をしていただきたいというお願いをし、それなりの成果を上げさせていただいていると理解しております。

また、補正予算の中に年度末でございますので、人件費についても増減がございます。執行残については、減額補正のお願いをするように提案をしておりますけれども、その中にも時間外勤務手当の減額ということで、お願いをするように補正予算が組まれております。

申し訳ございませんが、支給の割合については、今手元に計算したものがございませんので、申し上げることができませんが、当初予算で確保した額に対して減額補正のお願いをするということ。その理由につきましては、ただいま申し上げたような理由も含めて、片品村の時間外勤務手当の内容については、そういった状況になっております。

数字的なものにつきましては、この後補正予算の説明等の時間もございまして、その際に詳しく申し上げさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑はありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。  
これから、議案第2号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい  
ては、原案のとおり可決されました。

### **日程第7 議案第3号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第7、議案第3号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。  
議案第3号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て、提案の説明を申し上げます。  
2010年の人事院勧告に基づき、職員の時間外勤務手当の見直しの必要が生じました。  
これに関連して、片品村職員の勤務時間、休暇等に関係する条例の一部を改正するもの

であります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第4号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第 8、議案第 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

2010年の人事院勧告に基づき、職員の時間外勤務手当の見直しの必要が生じました。これに関連して、片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。



お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### **日程第9 議案第5号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(入澤登喜夫君) 日程第9、議案第5号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第5号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、遠距離通学をする児童生徒の通学費の一部を補助して、保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な運営を行うために実施しているものですが、現状の支給実態に合うよう内容を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) なお、詳細な説明を求めます。

教育次長 田村利夫君。

教育次長(田村利夫君) はい。

(詳細説明)

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## **日程第10 議案第6号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(入澤登喜夫君) 日程第10、議案第6号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第6号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

本条例は、片品村に居住する心身共に健康で学業優秀でありながら、経済的理由により大学進学が困難な学生に対し、学資を貸与して、有用な人材を育成することを目的としています。

そうした中で、経済情勢の変化に伴う大学の授業料の変動などを考慮し、制度のさらなる充実を図るため、今回奨学資金の貸与額について、増額の改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。  
教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。  
（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

この件につきましては、2年ほど前からこの制度の創設された当時の考え方を申し上げて改正を求めてきたということで、今回この提案に至ったことについては、評価させていただきたいと思います。

しかしながら、ここに至るまでに当局側の答えとして、金額を検討する会議が開けないと、会議が開いていないということがあったわけで、この金額を設定するに当たっての会議は、どのような会議を開かれたのかお伺いしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。

この金額につきましては、村長が決定をして、その予算の範囲内で貸与するというのでありますので、その考え方に基づきまして実施をいたしました。

なお、以前検討会を設けるという説明をさせてもらったことがありますけれども、その関係についても審査委員会でのいろいろな意見を参考にさせていただいたり、その考えをもとに、また内部で検討しました結果、最初に申し上げましたように、村長の決定で金額を決めさせていただくという考えのもとに今回改正をいたしました。

なお、今後も委員会でのいろいろな意見を参考にさせていただくという考え方でありまので、よろしくお伺いしたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

私も貸与についての審査委員会に二度出させていただいたわけで、その経過をいろいろと自分なりに承知しているわけですが、この提案によって、三十数年前に創設された基準に戻るということになるわけで、大変良いことだと思います。

なお、国立大学の授業料相当という表現があったと思いますが、これは何年かに一度は改正されるあるいは値上げされるということが予想されますが、ただいま次長が説明されましたように、村長の判断とできれば教育委員会等で協議して簡単に決められるということを確認していただきたいと思います。

私どもが申し上げた時に、会議を開けないから金額を動かさないというような考え方で困ると思いますので、念のため申し添えたいと思います。

なお、片品村は子供の教育、とりわけ高校・大学となると利根沼田の中でも極めて教育環境では恵まれていない地域と考えられます。既に、沼田市では高等学校の奨学金あるいは大学の奨学金も、高等学校が2万円、大学が5万円と数年前から決められております。そういったことを念頭において、より充実した制度になっていくようにこれから考えていただきたいと思います。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

先ほど次長から貸与件数が報告されましたが、いろいろな報道関係を見ていますと、例えば旧育英会、現在の日本学生支援機構にも希望者が殺到して、今年度は25万人くらいと激増しているということと、もう一つ非常に重要な問題は、返済猶予に追い込まれる方が非常に多くなっているという状況も報道されておりました。

貸与された方の状況の中でそのような問題は、片品村の場合おきているのかどうか一つと、それからもう一つは、返済の場合に大学を卒業して自分で働いて返すというのが奨学金の趣旨だと思いますが、どうも代わって親なりが返済しているという実態もあるのではないかと、私は推測するんですが、その辺の実態について教育委員会として把握しているのかどうかということについて質問したいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。

ただいまの大竹議員の質問に対して答弁を申し上げます。

1点目の関係ですけれども、返済状況につきましては、申請の段階で奨学生による申請、それから親権者あるいは連帯保証人の連名による申請となっております。本来、奨学金は奨学生が申請をする形になっておりますので、結論的には誰が返すかというところまでの調査はいたしておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから猶予関係につきましては、現在、手続き的に村のほうへ申請をしたケースはございません。ほぼ順調に返済をしていただいているということで、理解をしたいと思います。

以上です。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

私も、先ほどの萩原議員と同様45,000円にされたということは、非常に積極的なことだと評価したいと思いますし、村のそういう状況でしっかり運営されているということについても今の答弁で分かりました。

それでひとつこれは付け足し的にもなりますが、やっぱり今の経済状況なり新卒者の就職状況をみますと、必ずしも自らが働いてすぐ返せると。あるいは場合によっては、返せない状況が発生するということも考えられますし、より学生が自分の希望する道に進みやすくするために、やはり貸与型から貸与するというところから返済の要らない給付型という奨学金の在り方に転換、そういう奨学金もこれから検討されるべきことがあるのではないか。

片品村としては、従来、教員となって片品村に勤務した場合においては、何年か勤務すると返済が免除されるという規定があったように聞いています。どういうことが可能なのかは、私も今この場では申し述べられませんが、そのような検討も私は必要ではないかと思えます。

なかなか難しいですけれども、教育次長、長年にわたって教育行政に携わってきた立場から、現時点においてこういう問題について、制度的には非常に難しいと思いますが、個人的な感想なりでも結構ですから、もし何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

お願いします。

議長（入澤登喜夫君） 教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。

先ほどの質問でありますけれども、奨学金の給付型のことについては、私も新聞の切り抜きを手元に持っていますけれども、日本学生支援機構によりますと、その中でもこれは国の文部科学省の管轄のようですけれども、給付型導入はなかなか難しいということで貸与型にしたようなことが書いてあります。そういったことで、なかなか給付型というのは難しいのではないかという考えは持っています。

片品村におきましては、貸与の方法で今やっていますが、原資につきましては税金を原資にして、総合扶助の精神でこの制度が成り立っていますので、この制度が更に充実するような形で当面図っていければいいのではないかと考えております。

それから長年携わってきたということで、何か考えがあればということですがけれども、やはり先輩たちの中でもそういった奨学金制度を利用して勉学に励んだという話もよく聞きますので、そういったことからすると、この制度というのは非常に有意義といえますか大事なものなんだという気がいたします。

ですけれども、現時点では、すぐすぐ大竹議員の質問のような形ではできないという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

まとめませんけれども、以上で答弁とさせていただきます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例につ

いては、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 1 議案第 7 号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第 1 1、議案第 7 号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 7 号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

本条例は、村民の教養の向上を図るため、映写機を貸し出すための管理規定を定めたものです。

情報化社会の中、地域の教育力向上に資するため、現在ある映写機に加え、今回新たに視聴覚関連機器を整備したので、これを加えるため条例の一部改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村映写機使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## **日程第12 議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第12、議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の指導により景気情勢等を踏まえ、借換制度を期間限定で使用できるようにし、村内中小企業の振興を図るために、一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。



質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村小口金融資産促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村小口金融資産促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### **日程第13 議案第9号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について**

議長(入澤登喜夫君) 日程第13、議案第9号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第9号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

道路に工作物等を占用する場合、規定の占用料を徴収することになっていますが、この度、国及び群馬県で占用料の改訂がありましたので、片品村もこれと同様の占用料金を徴収する必要がありますので、片品村道路占用料徴収条例の一部について、改正のお願いを

するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第14 議案第10号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第14、議案第10号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第10号 片品村消防団条例の一部改正について、提案の説明を申し上げます。

地域防災の要である消防団員を確保維持するために、団員の加入年齢の上限を45歳から55歳に引き上げるものです。

附則は、施行期日で平成22年4月1日からです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第15、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である六合村が平成22年3月28日から廃され、その区域が同組合の組織団体である中之条町に編入されるために、規約中の「草津町 六合村」を「草津町」に改める規約変更と、同じく組合の組織団体である館林邑楽農業共済事務組合が平成22年3月31日限りで解散するためと、同じく組合の組織団体である下仁田南牧医療事務組合が平成22年3月31日限りで常勤の職員に係わる退職手当の支給事務の共同処理を取りやめるため、規約中の「下仁田南牧医療事務組合 館林邑楽農業共済事務組合」を「下仁田南牧医療事務組合」に、「利根東部衛生施設組合 下仁田南牧医療事務組合 館林邑楽農業共済事務組合」を「利根東部衛生施設組合」に改める規約変更でございます。

附則第1項は、第1条関係の施行期日で群馬県知事が行う、平成22年3月28日から六合村を廃し、その地域を中之条町へ編入する廃置分合決定に関わる当該期日から施行すること。

第2項は、権利・義務の継承に関するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長（入澤登喜夫君） 日程第16、議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村会館管理組合の組織団体である六合村が平成22年3月28日から廃され、その区域が中之条町に編入されることに伴い、合併の日の前日をもって同組合を脱退するために規約中の「六合村」を削る規約変更でございます。

附則は、施行期日で平成22年3月28日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第17 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について**

議長(入澤登喜夫君) 日程第17、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である中之条町に編入することに伴い、同広域連合規約の別表第2の15の項中の「六合村」を削るよう変更するものです。

附則は、施行期日で、平成22年3月28日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

## **日程第18 議案第14号 村道路線の認定及び廃止について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第18、議案第14号 村道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第14号 村道路線の認定及び廃止について、提案の説明を申し上げます。

摺淵橋の新規架け替えに伴い、摺淵・花咲線の旧道となる部分並びに幡谷橋新規架け替えに伴い、県道平川・横塚線の旧道となる部分の2路線を、今後は村道として管理するため、路線認定をお願いするものであります。

また、摺淵・花咲線の新規ルート of 道路敷地及び河川敷地になった2路線については、道路としての機能がありませんので、路線廃止をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。  
農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） はい。  
（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
（発言する者あり）

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。  
午後 2時41分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。  
これから、議案第14号 村道路線の認定及び廃止についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決さ



れました。

- 日程第 19 議案第 15 号 平成 21 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について  
日程第 20 議案第 16 号 平成 21 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
日程第 21 議案第 17 号 平成 21 年度片品村老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について  
日程第 22 議案第 18 号 平成 21 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
日程第 23 議案第 19 号 平成 21 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
日程第 24 議案第 20 号 平成 21 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
日程第 25 議案第 21 号 平成 21 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について  
日程第 26 議案第 22 号 平成 21 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（入澤登喜夫君） 日程第 19、議案第 15 号 平成 21 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）についてから、日程第 26、議案第 22 号 平成 21 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてまでの、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 15 号 平成 21 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に 1 億 5,930 万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ 40 億 724 万 1,000 円にお願いするものでございます。

歳入の主な増加科目は村税、地方交付税、国庫支出金等であり、減額科目は県支出金、繰入金、村債等であります。

歳出につきましては、財政調整基金積立金 1 億 6,092 万 4,000 円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、国民健康保険特別会計繰出金等で増額となるほかは、事業の終了や額の確定等による減額調整が主なものであります。

繰越明許費につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、地域活性化・公共投資臨時交付金事業等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に4,426万2,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ8億4,934万9,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税686万1,000円、他会計繰入金3,400万8,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費5,003万円、共同事業拠出金495万円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 平成21年度片品村老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から3,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ5,278万9,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金3,000円の減額であります。

歳出につきましては、医療諸費を3,000万3,000円減額し、繰出金を3,000万円増額をするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から693万4,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ1億363万9,000円にお願いするものであります。

歳入歳出ともに、主に事業の確定等による額の調整であります。

歳入につきましては一般会計繰入金の減額で、歳出につきましては維持管理費・建設改良費等の減額が主なものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支及び資本的収支ともに、予算の合計額に増減はございませんが、収益的収入の中で、委託施設の使用料の増額及びそれに伴い、一般会計からの補助金を減額させたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に1,305万9,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ3億7,539万2,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、介護保険料の410万7,000円、繰入金の338万3,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の1,544万7,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ232万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,168万9,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から676万7,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4,502万5,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が410万1,000円の減額、広域連合補助金が112,000円の減額、受託事業収入が250万円の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費が276万6,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金が400万1,000円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 議案第15号から議案第22号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

**日程第27 議案第23号 平成22年度片品村一般会計予算について**

**日程第28 議案第24号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計予算について**

**日程第29 議案第25号 平成22年度片品村老人保健特別会計予算について**

**日程第30 議案第26号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計予算について**

**日程第31 議案第27号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計予算について**

**日程第32 議案第28号 平成22年度片品村介護保険特別会計予算について**

**日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について**

**日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について**

議長（入澤登喜夫君） 日程第 2 7、議案第 2 3 号 平成 2 2 年度片品村一般会計予算についてから、日程第 3 4、議案第 3 0 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 2 3 号 平成 2 2 年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 2 億 1 , 4 0 0 万円にお願いするものでございます。

前年対比で 7 , 8 0 0 万円、 2 . 4 % の減額であります。

歳入の主なものにつきましては、村税、地方交付税、国県支出金、村債等であります。

村税では、村たばこ税の増額が大きくなっております。

国・県支出金では、中学校体育館改修工事の終了で大幅な減額となっておりますが、子ども手当の国庫負担金を見込みました。

村債は、過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債で減額が大きくなっておりますが、後年度において全額交付税に算定される臨時財政対策債を増額しました。

歳出につきましては、民生費、労働費、土木費などで増額となっております。

増額の主な款別の内容は、民生費の児童措置費、労働費のふるさと雇用再生特別基金事業委託費、緊急雇用創出基金事業委託費、土木費の尾瀬大橋公園整備工事などとなっております。

減額の主な款別の内容は、消防費の備品購入費、教育費の中学校体育館工事費などとなっております。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にもでき得る限り配慮をさせていただきました。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 2 4 号 平成 2 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算それぞれ 8 億 2 , 5 6 4 万円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 1 億 8 , 9 4 3 万 7 , 0 0 0 円、国庫支出金 2 億 7 , 0 9 8 万 1 , 0 0 0 円、前期高齢者交付金 1 億 2 , 0 5 0 万 1 , 0 0 0 円、共同事業交付金 1 億 2 , 6 7 1 万円であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費 5 億 2 , 4 9 2 万 2 , 0 0 0 円、後期高齢

者支援金等1億1,198万5,000円、共同事業拠出金1億1,474万4,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第25号 平成22年度片品村老人保健特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万2,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金4万3,000円、繰越金50万円あります。

歳出の主なものにつきましては、医療諸費24万7,000円、償還金11万1,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第26号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,455万円にお願いするものでございます。

前年対比で962万2,000円、10.2%の減額であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,367万円、繰入金が935万1,000円でございます。

歳出の主なものは、総務費が3,609万円、施設費が3,082万5,000円、公債費が1,753万5,000円でございます。

主な事業は、配水池、水源の老朽化等に伴う維持修繕、施設の維持管理費等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第27号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益は、1億2,442万6,000円、収益的支出の観光施設事業費は1億2,348万4,000円、資本的収入は2,000万円、資本的支出は8,845万1,000円でございます。

なお、一般会計補助金は1億1,400万円を予定しており、3条予算に9,400万円、4条予算に2,000万円予定しております。

収益的収入の事業収益については、施設運営がすべて指定管理者によるものとなったため、平成22年度は計上がございません。

営業外収益については、1億2,442万3,000円で、そのうち一般会計補助金が9,400万円、オグナほたかスキー場の指定管理者から土地使用料及び施設使用料として2,394万2,000円、その他武尊牧場観光施設及び尾瀬ロッジの使用料等ござ

います。

収益的支出の事業費については、営業費用が1億1,327万5,000円で、主なものは尾瀬ロッジ、オグナほたかの施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、1,020万6,000円で、主なものは企業債等の利息及び消費税でございます。

資本的収入につきましては2,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては8,845万1,000円で、スキ-場施設の企業債償還金とスキ-場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 平成22年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,778万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の1億95万8,000円、国庫支出金の8,656万3,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の3億3,070万円、地域支援事業費の1,560万1,000円、総務費の958万6,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第29号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,730万7,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が1,836万8,000円、繰入金が1億1,443万円3,000円あります。

歳出の主なものは、総務費が3,016万2,000円、施設費が3,455万円、建設費が170万円、公債費が7,079万5,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,651万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2,455万2,000円、一般会計繰入金1,881万5,000円、受託事業収入201万6,000円あります。

歳出の主なものにつきましては、総務費426万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4,126万8,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 議案第23号から議案第30号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（入澤登喜夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。

午後 3時19分 散会